

徳島県スポーツコミッション感染症対策支援物品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県スポーツコミッションの目的に基づき、スポーツ団体等が行うスポーツ大会・合宿等の開催を支援するため、徳島県スポーツコミッションが所有する感染症対策支援物品(以下「物品」という。)をスポーツ団体等に貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸し出しする物品は、別表のとおりとする。

(使用料)

第3条 貸し出しする物品の使用料は、無料とする。

(貸出対象)

第4条 徳島県スポーツコミッション会長(以下「会長」という。)は、次の各号に掲げる団体等が、スポーツ大会・合宿等を行う場合に貸し出しの対象とすることができる。

- (1) 県内でスポーツ大会・合宿等を開催する団体等
- (2) その他会長が特に認めるもの

(使用の申請及び許可)

第5条 物品を借り受けようとする団体等(以下「使用者」という。)は、原則として借受日の2月前から7日前までに感染症対策支援物品借用申請書(様式第1号)を会長宛てに提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったとき、その内容についてスポーツ大会・合宿等の規模や重複等の状況を確認・審査の上、適当と判断する団体等へ貸与するものとし、感染症対策支援物品借用許可書(様式第2号)により、5日前を目途に使用者へ通知する。

(貸し出しの変更等)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出条件を変更し、又は貸し出しを取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱又は貸出条件に違反したとき。
- (2) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(管理責任)

第7条 使用者は、物品を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。この場合において、使用者は、物品を他の目的に使用し、又は転貸してはならない。

(返却)

第8条 物品の貸出期間は、原則としてスポーツ大会・合宿の開催2日前から終了後2日以内とし、物品の使用が終わったときは、使用者は借受前の現状に復して、速やかに返却し、担当者の確認を受けなければならない。

(負担)

第9条 物品の使用に際し、必要な経費は、使用者の負担とする。

2 使用者は、物品に棄損又は滅失を生じさせたときは、それによって生じた修繕及び賠償の責任を負うものとする。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。

(事故等の処理)

第10条 物品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。